

第4次加東市男女共同参画プラン 骨子（案）

1 プラン策定の趣旨

「第4次加東市男女共同参画プラン」（以下「第4次プラン」という。）は、現行の「第3次加東市男女共同参画プラン」が2023（令和5）年度を計画終期としていることから、これまでの取組の成果や市民の現在の男女共同参画に関する意識、社会情勢を踏まえて、2024（令和6）年度からの当市における男女共同参画推進のための基本的指針として策定します。

2 プランの位置づけ

- ① 男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」
- ② 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」
- ③ 第2次加東市総合計画（後期基本計画）の分野別計画

3 計画期間

2024（令和6）年度から2029（令和10）年度までの5年間

4 施策内容

第2次加東市総合計画（後期基本計画）（令和5年1月策定）において、「人権尊重のまちづくり」のための主要施策の一つとして「男女共同参画の推進」をあげています。

加東市の「将来あるべき姿」を、「だれもがお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会において個性と能力を十分に発揮しています。」としており、それを実現するための取組として、次の二つをあげています。

- ① 男女共同参画の推進
- ② 男女がともに活躍できる環境づくり

第4次プランは、これらの取組を推進するための具体的な計画となります。

5 プラン体系（案）

(1) 基本理念（めざす社会、将来あるべき姿）

だれもがお互いの人権を尊重し、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会において個性と能力を十分に発揮できる加東市。

『（素敵なきゃッチフレーズがあれば）』

(2) 基本目標（基本理念実現のための施策）

I 男女共同参画社会実現のための基盤づくり

- ・男女共同参画推進のための意識啓発
- ・家庭や地域、保育・教育の場での教育の充実
- ・相談・情報提供の充実

II あらゆる分野における男女共同参画

- ・政策・方針決定過程への女性の参画
- ・男性の子育て、介護への参画の促進
- ・雇用分野、自営業等の分野における男女共同参画
- ・地域生活における男女共同参画の推進
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進

III お互いを尊重し合い、安心して暮らせる地域づくり

- ・すべての市民の生涯にわたる健康支援
- ・あらゆる暴力の根絶
- ・安心して子育てができる環境の整備・充実
- ・すべての人々が安心して暮らせる環境の整備・充実

IV 男女共同参画社会の実現に向けた環境の整備

- ・男女共同参画推進に向けた体制・連携の強化